【重要な会計方針】
1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
　原則として、期間進行基準を採用しております。
　なお、退職一時金については費用進行基準を、また「特別経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。
2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
　定額法を採用しております。
　耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	３～60年
工具、器具及び備品	２～15年
車両その他の陸上運搬具	４～７年

　なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で、受託研究収入により購入した固定資産については、当該受託研究期間で減価償却しております。
　また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第83）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
　定額法を採用しております。
　なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）で減価償却しております。
3．賞与引当金及び見積額の計上基準
　賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、当該事業年度末における自己都合要支給額にて引当金を計上しております。
　また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第84第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
5．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　満期保有目的債券
　償却原価法（定額法）を採用しております。
6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　評価基準　低価法
　評価方法　移動平均法
7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
　近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　新発10年国債の決算日における利回りにより計算しております。
8．リース取引の会計処理
　リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
10．財務諸表等の表示単位
　千円未満切捨てにより作成しております。
（重要な会計方針の変更）
　当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議平成23年１月14日）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成23年２月15日最終改訂）を適用しております。
【注記事項】
Ⅰ．減損会計関係
（減損を認識した固定資産）
1．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途	場　所	種　類	帳簿価額
厚生施設（海の家）	福島県いわき市	土地	90,900千円
厚生施設（山の家）	福島県福島市	土地	36,800千円

2．減損の認識に至った経緯
　旧厚生施設「海の家」「山の家」の土地については、地価の市場価格が著しく下落しているため、減損を認識しております。
3．減損額のうち損益計算書に計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用　途	場　所	種　類	減損額
厚生施設（海の家）	福島県いわき市	土地	75,900千円
厚生施設（山の家）	福島県福島市	土地	35,909千円

4．回収可能サービス価額の算定方法の概要
　旧厚生施設「海の家」「山の家」の土地については、正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、平成23年３月10日現在の鑑定評価額であります。
（減損の兆候が認められた資産（減損を認識した場合を除く））
1．減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途	場　所	種　類	帳簿価額
課外活動施設（艇庫）	福島県二本松市	土地	4,390千円
		建物	3,976千円
		構築物	1千円